

## (調整事件)

事件番号	調整事項	主な内容	終結	日数	調整回数
4(調)第1号	<p>使用者は、次に掲げる労働組合活動への干渉及び組合弱体化行為につき謝罪し、今後は同様の行為を行わないこと。</p> <p>①労働組合活動である重要な要求書の提出及び内容について法人が制限を課したこと。</p> <p>②労働組合が職員に対して実施するアンケートの方法及び内容について法人が条件を付していること。</p> <p>③労働組合の掲示板に掲示する掲示物及び内容について法人が条件を付していること。</p> <p>④労組法2条1号所定の管理監督者に該当しないA組合員の資格を法人が否定していること。</p>	<p>組合は、調整事項①ないし③は労組法7条3号所定の支配介入に該当し、④については、A組合員は法人の役員等には当たらず、労使協議会にA組合員を管理監督者として同席させたことは不当である、と主張した。</p> <p>使用者は、調整事項①ないし③は支配介入には該当しない、④については、A組合員は管理監督者に該当すると主張した。</p>	<p>労使双方は、組合員の範囲等について定めた労働協約の締結に向けた協議を誠実に行うこと、円滑な労使関係の構築に向けて誠実な交渉を行うこと、使用者は、今後、不当労働行為と疑われる行為をしないことを確認し、解決した。</p>	69日	1回
4(調)第2号	<p>○誠実に団交を行うこと。</p> <p>○会社解散に至る経緯・資料を書面で明らかにすること。</p> <p>○会社の財務諸表等を開示すること。</p> <p>○会社解散、解雇を中止し、事業を継続すること。</p>	<p>組合は、①■年▲月末での会社解散・全員解雇を通達されており、団交引き延ばしをせず、誠実に団交に応じること、②会社解散に至る経緯・資料を書面で明らかにすること、③財務諸表等を開示し、解散に至る合理性のある説明を求める、④会社解散・解雇の中止、事業継続することを求める、と主張した。</p> <p>使用者は、①誠実に団交を行っている、②経営管理上、財務諸表等をそのまま提示することはできないが、まとめた資料は提示して説明を行っている、③会社解散の中止は不可能である、と主張した。</p>	<p>当事者間の主張の隔たりが大きく、解決の見込みもないことから、やむを得ず打切りとなった。</p>	41日	1回
4(調)第3号	<p>○団体交渉の促進</p> <p>○A組合員の未払残業代の支払</p>	<p>組合は、A組合員は工場長の立場にあるが、管理監督者としての要件は充足しておらず、残業代が支払われるべきであり、少なくとも■年以降の未払残業代を支払うべきである等と主張した。</p> <p>使用者は、A組合員は管理職であり残業代は発生しない、と主張した。</p>	<p>あっせん申請後の労使間の交渉を見守っていたところ、双方が合意に達したとして、あっせん申請が取下げられ終局した。</p>	148日	0回